

荒川栄悦後援会規約

平成18年7月24日制定

(名称)

第1条 この会は、荒川栄悦後援会と称する。

(目的)

第2条 この会は、市民のための政治を志す善良な市民の政治活動を支援するとともに会員相互の親睦と政治、文化、経済及びその他の研修を目的とする。

(組織)

第3条 この会は、前条の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研修会、懇親会の開催等に関する事。
- (2) 各種資料の収集配布、会報の発刊等に関する事。
- (3) 関係諸団体との連携に関する事。
- (4) その他目的を達成するために必要な事。

(役員)

第5条 この会に、会長1名、幹事若干名、会計責任者を置く。

- 2 役員を選出は、総会で行う。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務所)

第6条 この会の事務所は、遠野市土淵町土淵13-26-2(電話62-9702)後援会会長立花利通宅に置く。

(経費)

第7条 この会の経費は、会費、寄付金をもって充てる。

- 2 会計年度は、4月に始まり3月に終わる。

(補則)

第8条 この規約に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年7月28日から施行する。

荒川栄悦後援会会長 立花利通